

ヘイトスピーチ規制からの主観性の除去 —カナダにおける憎悪概念の修正を手掛かりに—

鈴木 崇 之

ヘイトスピーチ規制に際しては、「憎悪」とは何かについて明確にすることが困難である。しかし、その定義が曖昧なまま規制を行うと、表現の自由の重要性に鑑みた際に、萎縮的效果や自己検閲を招く恐れがある。非常に感情的で主観的な「憎悪」概念について、カナダの最高裁判所では、それらを減じる基準が示された。そこで、本稿では、「憎悪」概念について初めて示された Taylor 事件判決及びその定義を修正した Whatcott 事件判決の取り組みを分析することで、カナダ最高裁判所がどのように主観性の問題を解決しようと試みたのかという点に焦点を当てる。このようなヘイトスピーチ規制に普遍的に付随する「主観性」の問題を分析することは、日本の議論においても示唆に富むものである。

keywords : ヘイトスピーチ、主観性、憎悪概念の修正、Taylor 事件判決、Whatcott 事件判決

目 次

はじめに

1. Taylor事件判決における憎悪概念
 2. Whatcott事件判決における憎悪概念の限定解釈
- おわりに

はじめに

カナダにおけるヘイトスピーチ規制の判例法理は、1990年から始まった。三部作 (trilogy) 判決¹といわれる3つのリーディングケースのうち、Canada (Human Right Commission) v. Taylorでは、ヘイトスピーチの本質的要素でもある憎悪概念について分析がなされた。裁判所は、この定義を試みる際に、表現の自由の価値に鑑み、その文言が曖昧であると表現者に「萎縮的效果」を及ぼし、表現者の自己検閲を招いてしまうという懸念から、限定的な解釈を示した。しかし、ヘイトスピーチ規制が「憎悪」という主観的な感情を伴うために、その明確性に関して多くの批判がなされた。この点につき、Taylor事件判決から二十余年後に下されたSaskatchewan (Human Rights Commission) v. Whatcott²では、主観性を完全に

除去することはできないと認めながらも、可能な限り客観的な解釈及び適用がなされるための基準が示された。カナダ最高裁判所における主観性を中心とした規制文言の曖昧性への取り組みは、いまだヘイトスピーチ規制のなされていない日本においても有用であろう³。本稿では、Taylor事件判決の憎悪概念を修正したWhatcott事件判決を概観し、ヘイトスピーチ規制に伴う主観性の除去という観点から検討する。

1. Taylor事件判決における憎悪概念

本件は、John Ross Taylorと西部防衛党 (Western Guard Party)が録音された人種差別的メッセージを電話サービスによって拡散していた。この行為が「個人又は集団が差別の禁止原因に基づき特定しようという事実を理由に憎悪又は軽蔑へ個人又は集団を晒す傾向のある事柄を、全体的又は部分的に議会の立法権限の範囲内における電話事業の設備によって、繰り返し電話で伝達し、又は伝達をさせることは個人又は協力して行動する集団にとって差別的行為である」と規定するカナダ人権法(Canadian Human Rights Act)13

条1項で禁じられている差別的行為にあたり、人権審判所はTaylorらに対して、本件行為を中止するように命令した⁴。Taylorはこの中止命令を再三無視したため、法廷侮辱により訴追されたが、カナダ人権法13条1項が権利及び自由に関するカナダ憲章(以下、「カナダ憲章」)2条(b)に反すると主張した⁵。カナダ最高裁判所は、本件を分析するにあたり、R. v. Oakes⁶においてDickson首席裁判官が示した、二段階アプローチ及びOakesテストに基づき判断した⁷。

このうち、人権制約の最小性(minimal impairment)に関する分析段階において、カナダ人権法13条1項の「憎悪又は軽蔑(hatred or contempt)」という文言が過度に広範で非常に曖昧であると争われた。Dickson首席裁判官は、まず、カナダ人権法の目的が個人又は識別しうる集団への損害というよりむしろ制度的差別を根絶するというものに向けられていると指摘した⁸。その上で、Nealy v. Johnston⁹を参照し、憎悪の辞書の意味を提示しながらも、カナダ人権法における「憎悪」の焦点は、その目的に照らして、他者又は集団に向けられる極端な敵意を伴う感情及び印象であるとした。すなわち、13条1項の「憎悪又は軽蔑」という文言が「非常に強度で深い嫌悪(detestation)、中傷(calumny)及び誹謗(vilification)」にのみ適用されるべきであると限定的な解釈を示した¹⁰。結果として、人権法13条1項は、表現の自由に対する合理的制限であるとして正当化された。

これに対して、反対意見を執筆したMcLachlin裁判官は、人権制約の最小性について、13条1項が差別を助長しようと意図も計画もしない言論、単に嘲笑に晒す言論、及びメッセージが気に入らなければ電話を切ることができる個人への言論を含むゆえに、その手段が非常に広範で、非常に侵害的であり、1条分析の下で正当化されないと判断した¹¹。Dickson首席裁判官との結論の相違は、Dickson首席裁判官が「憎悪」概念の限定的な解釈によって解決を試みたことに対して、McLachlin裁判官が制限の最小性に関して、規制手段に対するより厳密な分析を行ったことに起因する。

本判決では、4対3という僅差でカナダ人権法13

条1項の合憲性が支持されたが、同条項は2014年6月に削除された¹²。その要因として、融和的性格を有すると言われる同人権法に制裁目的を有する罰金規定が創設されたこと¹³、審判所レベルにはなるがRichard Warman v. Marc Lemire¹⁴において違憲の判断が下されたこと¹⁵などが挙げられる。次に紹介するWhatcott事件判決は、連邦の人権法が削除されたことにより、州人権法の合憲性について大きな注目を集めた。同判決では、Taylor事件判決において反対意見を書いたMcLachlin裁判官が法廷意見を執筆し、全員一致で問題となった州人権法の合憲性を確認した。

2. Whatcott事件判決における憎悪概念の限定解釈

本件は、同性愛者やソドミストを批判するビラを配布したWilliam WhatcottがSaskatchewan州人権法14条1項(b)¹⁶の規定に違反するとされた事件である。Saskatchewan州人権法14条1項(b)は、「禁止される原因に基づき個人又は集団を憎悪に晒す、又は晒す傾向があり、嘲笑し、下落させ、又はその他の方法によって彼らの尊厳を傷つける」表現物を規制していた。同法2条1項m.01号では、この禁止される原因として、「宗教、信条、婚姻状況、家族状況、性別、性的指向、傷害、年齢、肌の色、家系、国籍、出自、人種又は知覚される人種、生活保護を受けていること、及び性的同一性(gender identity)」が挙げられていた。本件ビラは、このうちの性的指向に基づく表現であるとして、本件ビラが配布された4名が人権審判所に申し立てをした。人権審判所は、本件ビラが州人権法14条1項(b)の禁止する表現物にあたり、Whatcottに対して、申立人への損害賠償を認める判断を下した。これに対してWhatcottは、本件州人権法がカナダ憲章2条(a)及び(b)を侵害するとして、女王座部裁判所へ訴えた。女王座部裁判所は審判所の決定を支持したが¹⁷、連邦控訴裁判所はこれを破棄した¹⁸。これに対して、カナダ最高裁判所は、Saskatchewan州人権法の「嘲笑し、下落させ、又はその他の方法によって彼らの尊厳を傷つける」という部分を違憲であるとし、条文から切り離し、「憎悪に晒す、又は晒す傾向

があ」という部分については、カナダ憲章1条の下で正当化されるとして、全員一致で人権法14条1(b)項の合憲性を支持した。

法廷意見はカナダ憲章1条の下での分析に入る前に、Taylor事件判決によって示された「憎悪」概念について再考した。法廷意見が憂慮する主観性に関する問題は、①裁判官や仲裁者の主観的見解による恣意的で一貫性のない判断となる恐れがあること、②そもそも「憎悪」という文言自体が本質的に主観的であるということである。

①法適用者の主観性

法廷意見は、主観性の問題は人権立法に特有のものではなく、裁判官も人間である以上、完全な客観性を得ることは不可能であると認識している。その上で、「理性的人間(reasonable person)」というモデルを採用し、裁判所又は人権審判所は同じ立場又は状況の理性的人間がどのように行動し、考えるかに基づき法を適用すべきであるとした。すなわち、裁判所は「関係する文脈又は状況を知っている理性的人間によって客観的に考察される場合に、問題の言論は標的となる集団の構成員を憎悪に晒すこと又は晒す傾向のあるものとして理解される」¹⁹かどうかにかんして判断の基準を置くべきであるとされる。

②「憎悪」概念の本来的主観性

法廷意見は、「憎悪」という感情が本来的に主観的であり、客観的で一貫した適用が困難であると認識していた。すなわち、法は一般的かつ網羅的な文言となっていることが多く、具体的適用の場面において、その意味は明らかとなる。そのため、客観的な適用を追求するためには、立法府によって選択された法規定の文言の適切な意味を確認し、立法目的と一致した方法で法を適用することが必要であると示した。とりわけ、「憎悪」という文言の主観性を取り除くためには、(i)「憎悪又は軽蔑」の意味を明らかにし、(ii)州人権法の立法目的を探る必要がある。

(i)そこで、法廷意見は、まず「憎悪又は軽蔑」の意味に関して、Taylor事件判決において示された「憎悪又は軽蔑」が「非常に強度で深い嫌悪(detestation)、中傷(calumny)及び誹謗(vilification)」を指すという定義を確認した²⁰。その上で、「嫌

悪(detestation)」及び「誹謗(vilification)」という文言は、本件人権法が除去しようとする有害な効果を適切に表しているとした。すなわち、個人又は集団を罵る表現物は、彼らの中傷又は否定するだろうし、彼らを聴衆にとって危険であり、価値のないものとして扱う。それに対して、「中傷(calumny)」という文言は、必ずしもヘイトスピーチを構成せず、定義に包含される必要はないとした。すなわち、「中傷(calumny)」という言葉の「他者の評判を傷つけるように意図された虚偽かつ悪意のある不実表示」²¹という辞書的意味に鑑みれば、それは標的となる集団を憎悪に晒すと認定するためには十分でないと判断した。

(ii)次に、法廷意見は、ヘイトスピーチのための基準と立法目的を関連づけることが主観性及び広範性の両方を最小限にするための要であると述べた²²。そして、人権法の文脈からすると、州人権法による規制は保護された集団に対する差別的取り扱いを扇動し、助長する可能性を有する最も極端な類型の表現を除去することを狙っているとされる。そのため、法を適用する際に、裁判所は問題となっている表現が保護された集団を憎悪に晒す可能性があるかどうか、及び立法府が除去しようと求める活動へ潜在的に導くかどうかを評価しなければならない²³。

おわりに

Taylor事件判決においても、憎悪に基づく禁止の主観性及び恣意性が立法目的に十分な効果を与えることによって減ぜられるだろうと示されていた。その上で、Dickson首席裁判官は立法目的に照らし、カナダ人権法13条1項の「憎悪又は軽蔑」という文言を限定解釈していた。Taylor事件判決においてもすでに認識されていた主観性への懸念を認識しても、なおWhatcott事件判決の法廷意見が憎悪概念を修正した理由はどこにあるのか。Whatcott事件判決においては、本件が20年以上もの年月が経過していること、及び解釈・適用される立法規定及び事実が異なっているということが指摘された²⁴。確かに、時代や立法規定、事実などが異なれば、適用される憎悪概念の意味も変

化することも考えられる。しかし、前述のように、連邦レベルの人権法に対する批判及び審判所による違憲の判断もその要因として挙げられるだろう。

本件では、法適用者の主観性について、各州の先例で確立した「理性的人間」のモデルが最高裁において正式に受容され²⁵、憎悪概念の本来の主観性についても、それを減じるための分析がなされた。とりわけ、「憎悪又は軽蔑」の意味に関しては、Taylor事件判決における「非常に強度で深い嫌悪(detestation)、中傷(calumny)及び誹謗(vilification)」という定義のうち、「中傷(calumny)」の文言が除かれた。Taylor事件判決においては人権制約の最小性の分析の中でなされた憎悪概念の分析が、Whatcott事件判決において合憲性審査の判断枠組みに入る前に検討されたということは、これらの分析が本件のみに適用されるものではなく、ヘイトスピーチ規制に伴う主観性の問題を考察する際の先例として大きな意味をもつであろう。

注記

- 1 *Canada(HumanRightCommission)v.Taylor*, [1990] 3 S.C.R. 892, *R. v. Keegstra*, [1990] 3 S.C.R. 697, *R. v. Andrews*, [1990] 3 S.C.R. 870.
- 2 *Saskatchewan (Human Rights Commission) v. Whatcott*, [2013] 1 S.C.R. 467.
- 3 日本においては、ヘイトスピーチが「憎悪表現」と訳されることもあるが、憎悪概念についてはあまり馴染みがないためか「差別的表現」として理解されることが多い。金尚均『差別的表現の法的規制排除社会へのプレリウドとしてのヘイト・スピーチ』(法律文化社、2017年)137頁。なお、2016年6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」中においても、「憎悪」という文言は用いられず、「差別的言動」をその対象としている。
- 4 カナダにおける人権審判所に関して、詳しくは、佐藤信行「カナダ人権審判所による憲法解釈とヘイト・メッセージ規制—Warman v. Lemire を中心として—」法学新報 119 卷 7・8 号 399 頁 (2013 年)。法務省「諸外国の国内人権機構等一覧」
http://www.moj.go.jp/JINKEN/public_jinken04_refer07.html

[最終閲覧:2018年9月28日]

- 5 カナダ憲章 2 条(b)は、「出版その他のコミュニケーション・メディアの自由を含む思想、信条、意見及び表現の自由」を保障している。本条は、暴力的形態をとる表現を除く、すべての表現を保障すると解されている。See *Irwin Toy Ltd v. Quebec (A.G.)*, [1989] 1 S.C.R. 927 at 970.
- 6 *R. v. Oakes*, [1986] 1 S.C.R. 103.
- 7 カナダの司法審査について、佐々木雅寿「カナダ憲法における比例原則の展開—『オークス・テスト(Oakus Test)』の内容と含意—」北大法学論集 63 卷 2 号(2012 年)349 頁、野上修市「一九八二年『カナダ人権憲章』とカナダ最高裁判所—カナダ憲法審査制の一考察として—」法律論叢 58 卷 4・5 号(1986 年)281 頁、松井茂記『カナダの憲法』(岩波書店、2012年)156-161頁、拙稿「カナダにおける表現の自由の保障とその限界—審査枠組みの観点から—」東洋大学大学院紀要 61 卷 2 号(2017 年)107 頁。
- 8 See *Canada (Human Right Commission) v. Taylor*, [1990] 3 S.C.R. 892 at 933.
- 9 *Nealy v. Johnston (1989)*, 10 C.H.R.R. D/6450.
- 10 *Canada (Human Right Commission) v. Taylor*, [1990] 3 S.C.R. 892 at 928.
- 11 See *Ibid.*, at 968, 970.
- 12 カナダ人権法13条を削除するための法案は2013年6月に可決、2014年6月に施行された。削除に至った背景を紹介するものとして、小谷順子「アメリカとカナダの違いに学ぶヘイトスピーチ規制の法律と判例」*Journalism*282号(2013年)58頁。
- 13 S.C. 1998, c. 9, s. 28.
- 14 2009 CHRT 26.
- 15 *Richard Warman v. Marc Lemire* について、詳しくは、前掲注 4・佐藤。
- 16 *Saskatchewan Human Rights Code*, S.S. 1979, c. S-24.1, § 14(1)(b).
- 17 See *Whatcott v. Saskatchewan Human Rights Tribunal*, 2007 SKQB 450.
- 18 See *Whatcott v. Saskatchewan Human Rights Tribunal*, 2010 SKCA 26.
- 19 *Owens v. Human Rights Commission (Sask.)*, rev'd 2006 SKCA41 para 60.
- 20 *Saskatchewan 州人権法* 14 条 1 項(b)には、「軽蔑」という文言が含まれていなかったが、例え立法規定に「軽蔑」

の文言が無くとも、軽蔑のように集団を無価値で劣っていると否定することは憎悪に晒すということの構成要素である。*Saskatchewan (Human Rights Commission) v. Whatcott*, [2013] 1 S.C.R. 467 at para. 43.

21 See *Ibid.*, at para. 42.

22 See *Ibid.*, at para. 47.

23 See *Ibid.*, at para. 48.

24 See *Saskatchewan (Human Rights Commission) v. Whatcott*, [2013] 1 S.C.R. 467 at para 26.

25 奈須祐治「カナダの州人権法によるヘイト・スピーチ規制(2)」西南学院大学法学論集50巻4号(2018年)。